

令和 7 年第 6 回総会

山武市農業委員会会議録

令和 7 年 6 月 5 日 開会

令和 7 年 6 月 5 日 閉会

令和7年第6回山武市農業委員会総会議事録

日 時 令和7年6月5日（木）午後3時30分
場 所 山武市役所 大会議室
招 集 者 山武市農業委員会 会長 今 関 良 知
議 事 議案
（1）非農地証明願について
（2）農地法第3条の規定による許可申請について
（3）公売農地の買受適格証明願について
（4）農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について
（5）農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について
（6）農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について
（7）農業経営改善計画認定申請に関する意見について

出席委員（17名）

欠席委員（0名）

出席農地利用最適化推進委員（18名）

欠席農地利用最適化推進委員（2名）

出席事務局職員（4名）

◎日程

- 日程第 1 会期の決定について
日程第 2 議事録署名人の指名について
日程第 3 報告 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
日程第 4 議案第 1 号 非農地証明願について
日程第 5 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 6 議案第 3 号 公売農地の買受適格証明願について
日程第 7 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に関する意見
について
日程第 8 議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更承認
申請について
日程第 9 議案第 6 号 農用地利用集積等促進計画案への意見聴取につい
て
日程第 10 議案第 7 号 農業経営改善計画認定申請に関する意見について

令和 7 年 6 月 5 日 山武市農業委員会 会長 今 関 良 知

◎開会

- 議長** これから令和 7 年第 6 回山武市農業委員会総会の会議を始め
ます。
ただいまの出席委員は全員です。よって、農業委員会等に關
する法律第 27 条第 3 項の規定により、会議は成立しております。
お諮りいたします。
日程第 1、会期の決定について及び日程第 2、議事録署名人
の指名についてを議長が決することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

- 議長** 御異議なしと認めます。会期は本日 1 日限りといたします。
議事録署名人は、議席番号 7 番齊藤委員及び議席番号 9 番石井
委員を指名いたします。

◎報告

議長

日程第3、報告、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。通知の概要を事務局が報告いたします。

(事務局報告)

議長

報告事項が終わりました。

◎議案第1号

議長

議案の審議に入ります。

日程第4、議案第1号、非農地証明願についてを議題とします。

概要の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

概要の説明が終わりました。

申請番号1の現地調査の結果を櫻田推進委員に求めます。

櫻田推進委員

地区担当推進委員の櫻田です。

先日、5月27日に小山農業委員、事務局、櫻田の3名で現場を視察いたしました。

申請人の宅地のすぐ裏側の、ちょっと掘れた溝で、実質52m²という小さい細長い土地ということで、現状を見ると、昔、田んぼであったのかなというような感じでしたけれども、実際は、ここにもう径にして20から50センチぐらいの雑木の大木が生えておりました。

現状を見ますと、とても田んぼとして再活用することはちょっと現実的にはあり得ない状態です。恐らく、昔、米不足のときというか、戦前、明治から大正、あるいは昭和の初め頃までは先々代ぐらいの方が作っておられたんじゃないかなと思われます。

申請人の親、私たちと同じ代ですけれども、田んぼとして耕

作した記憶は全くないということです。ですので、今後も農地として活用していくことは困難な土地だと思いますので、地元として非農地とすることについて何ら問題はないと考えます。審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 推進委員の報告が終わりました。

補足説明を議席番号 11 番小山委員に求めます。

小山委員 議席番号 11 番小山です。

先日現地調査をしてまいりました。ただいま櫻田推進委員の御説明のとおりでございまして、非農地とすることは問題ございません。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。

採決いたします。本件土地を非農地として証明することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件土地は非農地として証明することに決定いたしました。

◎議案第 2 号

議長 続きまして、日程第 5 、議案第 2 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題とします。

概要の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長 概要の説明が終わりました。

それぞれの案件について調査を実施しておりますので、担当委員から調査結果の報告を求めます。

申請番号 1 の報告を布施推進委員に求めます。

布施推進委員

地区担当推進委員の布施です。

第 2 号議案の 1 番について説明させていただきます。

遺言による所有権移転です。譲受人の義理の父親が先月お亡くなりになられまして遺言により遺贈になります。譲受人は、この畠で大根、ジャガイモを栽培するそうです。先日、現地も確認してまいりましたが、自宅のすぐ前にありまして、何ら問題ないと思います。どうぞよろしくお願ひします。

議長

推進委員の報告が終わりました。

補足説明を議席番号 11 番小山委員に求めます。

小山委員

議席番号 11 番小山です。

ただいま布施推進委員の御説明のとおりであります。何ら問題はございません。

権利者については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしくお願ひいたします。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号 1 を許可することに御異議のない方の举手を求めます。

(举手全員)

議長

举手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

申請番号 2 の報告を伊藤推進委員に求めます。

伊藤推進委員

地区担当推進委員の伊藤です。

申請番号 2 について説明いたします。

この案件につきましては、売買による所有権の移転でございます。譲渡人である 4 名は、今年に入り、共有名義として相続

によりこれらの土地を取得しましたが、それぞれ遠方に住んでおりまして管理が非常に困難ということで、地元の親戚関係にある譲受人にお願いしたそうです。

現地につきましても、見に行きましたが、多少草が伸びている圃場もありましたが、ロータリー等をかけていただき、定期的な管理をお願いしてまいりました。地元としては何ら問題ございませんので、御審議のほどよろしくお願いします。

議長

推進委員の報告が終わりました。

補足説明を議席番号 11 番小山委員に求めます。

小山委員

議席番号 11 番小山です。

ただいま伊藤推進委員の御説明のとおりであります、何ら問題はございません。

権利者については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしくお願いいいたします。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号 2 を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

申請番号 3 の報告を伊藤推進委員に求めます。

伊藤推進委員

地区担当推進委員の 12 番、伊藤です。

議案第 2 号、農地法第 3 条、ナンバー 3 について説明をいたします。

売買による所有権移転です。譲渡人は遠方に住んでおり、管理ができないため、また、譲受人は、自分の耕作地へ隣接しており利便性がよいところです。先日、現地確認してきました。

申請地は譲渡人の先代が知人に畑を貸して、梅の木を植えて30年以上経過し、借りた人が高齢になり管理ができなくなり、木も伸びて荒れたら困るため、隣接の耕作人が譲り受け更地にして野菜を作付したいということでした。また、地元としても何ら問題ないかと思います。どうか御審議よろしくお願ひいたします。

議長

推進委員の報告が終わりました。

補足説明を議席番号16番林委員に求めます。

林委員

議席番号16番の林です。

ただいま伊藤推進委員の御説明のとおりでございまして、私も現地確認を行いました。問題ないと見てまいりました。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしくお願ひします。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号3を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

続きまして、申請番号4の報告を伊藤推進委員に求めます。

伊藤推進委員

議案第2号、農地法第3条、ナンバー4について説明いたします。

贈与による所有権移転です。譲渡人は農業経営を行っておらず、今後も行わない予定で手放したいということでした。それから、譲受人は自分の所有地に隣接する申請地を取得して効率よく耕作をしたいと思っています。先日、現地確認してまいりました。申請人の所有地は自宅より車で30分ぐらいかかるの

で、週二、三回程度通い、果樹を手入れしつつ、申請地を管理していくとのことでした。地元としても何ら問題がないかと思います。御審議よろしくお願ひいたします。

議長 推進委員の報告が終わりました。
補足説明を議席番号 16 番林委員に求めます。

林委員 議席番号 16 番の林です。
ただいま伊藤推進委員の御説明のとおりでございまして、現地確認を行いましたけれども、問題ございません。
権利者については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしています。どうかよろしくお願ひします。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号 4 を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号 5 の報告を伊藤推進委員に求めます。

伊藤推進委員 地区担当推進委員の伊藤です。
議案第 2 号、農地法第 3 条、ナンバー 5 について説明いたします。
賃貸借権の設定です。譲渡人は、農業経営を縮小したい、譲受人は、居住地に隣接していて利便性がよいということです。先日、現地確認してきました。申請人は外国籍で永住権を持ち、新規就農者で農作業が好きで、既に畑の一部を借りて野菜を作っていました。残りは草を刈りながら行う予定でございます。また、トラクターも借り、就農準備をしていました。地元としても何ら問題はないかと思います。審議よろしくお願ひいい

たします。

議長 推進委員の報告が終わりました。
補足説明を議席番号 16 番林委員に求めます。

林委員 議席番号 16 番の林です。
ただいま伊藤推進委員の御説明のとおりでございまして、畑自体は細い道についておりまして、管理もしてありました。権利者については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。どうかよろしくお願ひします。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号 5 を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)
議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

◎議案第 3 号

議長 続きまして、日程第 6 、議案第 3 号、公売農地の買受適格証明願についてを議題とします。
申請番号 1 の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりました。
本件の報告を今宮推進委員に求めます。
今宮推進委員 地区担当推進委員の今宮です。
こちらの案件につきまして、先日、願出者の聞き取りを行い

ました。願出者は東京在住の方で、農業経験のない新規就農者です。落札後の計画といたしましては、主にミカンや柿などの果樹を植えて育てたいとのことです。また、トラクターなどの機械は、今後リースなどでそろえていくとのことです。山武市の埴谷にも家があるので、機械はそちらに確保し、通作するそうです。

現地については、2メートルほどの草が伸びておりますが、取得後すぐに草刈りに取りかかるとのことでした。また、本人は地域の農家の方と協力して仲よくやっていきたいと話しておりました。地元としては、きれいになり、しっかりと農地として使ってもらえるのであれば問題ありません。御審議のほどよろしくお願ひします。

議長

推進委員の報告が終わりました。

補足説明を議席番号 11 番小山委員に求めます。

小山委員

議席番号 11 番小山です。

ただいま今宮推進委員の御説明のとおりでございまして、早い時期に草刈りを行うことを徹底していただければ特に問題はございません。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしくお願ひいたします。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。本件は買受適格証明書を交付するものとし、売却決定通知書が添付された農地法第3条の許可申請があった場合には許可することに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は買受適格証明書を交付することといたします。あわせて、売却決定通知書が添付された農地法第3条

の許可申請があった場合には許可することに決定いたしました。

◎議案第4号

議長 続きまして、日程第7、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請に関する意見についてを議題とします。

申請番号1及び2は近接する案件です。また、譲受人、譲渡人が同じく、転用計画が同様の案件です。

お諮りいたします。

申請番号1及び2は一括して審議することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 御異議なしと認めます。

申請番号1及び2は一括して審議いたします。

概要の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長 概要の説明が終わりました。

状況の説明を高宮推進委員に求めます。

高宮推進委員 地区担当推進委員の高宮です。

申請番号1と2について説明いたします。

ここは第2種農地への太陽光発電施設設置を目的とした申請です。先日、現地を確認してきました。譲渡人は、農業をする予定はなく、申請地は休耕地となっており、土地の管理には随分困っていたというふうに伺っております。再生可能エネルギーを活用した事業を行っている譲受人のほうに、再生可能エネルギーの為の土地活用を提案し、今回の申請に至ったそうです。

現地を確認してきましたが、申請地は第2種農地であり、周辺農地への影響もないと思われるため、地元としても問題はないと思われます。よろしくお願ひします。

議長 状況の説明が終わりました。
現地調査の報告を上山委員に求めます。

上山委員 議席番号5番の上山です。
先日、現地を確認してきました。議案第4号、申請番号1及び2についてですが、内容は先ほど高宮推進委員が説明したとおりです。本件は第2種農地への太陽光発電施設の建設であり、代替性の検討、信用、資力、周辺農地への影響等において問題ないと思われます。したがって、許可相当と思われます。

議長 現地調査の報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号1及び2を許可相当として意見を付すことに御異議のない方の挙手を求める。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたしました。

◎議案第5号

議長 続きまして、日程第8、議案第5号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてを議題とします。
申請番号1の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長 概要の説明が終わりました。
状況の報告を高宮推進委員に求めます。

高宮推進委員 地区担当推進委員の高宮です。
申請番号1について説明をいたします。
こちらの申請は平成17年3月30日付で千葉県から許可を受

けた案件でございます。

当初は社員用駐車場不足及び倉庫の賃貸を解消するため、倉庫、駐車場等の建設を計画しておりましたが、経営環境が厳しくなり、長い間着工が滞っている状況でした。ここ数年はエネルギー価格が高騰していることから、その対策として、計画を変更し太陽光発電設備の導入を計画したことから、計画変更の申請がありました。

現地を確認してきましたが、申請地は第2種農地であり、周辺農地への影響もないと思われるため、地元としても特に問題はないと思います。よろしくお願ひします。

議長

状況の報告が終わりました。

現地調査の報告を小川委員に求めます。

小川委員

議席番号4番、小川です。

先日、現地を確認してまいりました。議案第5号、申請番号1についてですが、内容は先ほど高宮推進委員さんが説明したとおりでございます。本件は第2種農地への太陽光発電の設置計画の変更であり、代替性の検討、信用、資力、周辺農地への影響等において問題はないと思われますので、したがって許可相当と思われます。御審議のほどよろしくお願ひします。

議長

現地調査の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

本件は許可相当として意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたしました。

◎議案第6号

議長

日程第9、議案第6号、農用地利用集積等促進計画案への意見聴取についてを議題とします。
議案の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

議案の説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。
採決いたします。本議案は原案のとおり決定すべきものと意見を付すことで御異議のない方の挙手を求める

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本議案は原案のとおり決定すべきものと意見を付すことに決定いたしました。

◎議案第7号

議長

日程第10、議案第7号、農業経営改善計画認定申請に関する意見についてを議題とします。

本議案における番号4は、議席番号1番藤田委員に関する案件でございます。農業委員会等に関する法律第31条において議事参与の制限が規定されていることから、審議の方法についてお諮りいたします。番号4を除いて一括して審議することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認めます。
番号4を除いて、一括して審議することに決定いたしました。
議案の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

議案の説明が終わりました。
番号 4 を除いて、推進委員の報告を求めます。
番号 1 の報告を鈴木推進委員に求めます。

鈴木推進委員

地区担当推進委員の鈴木でございます。
農業の認定申請の件につきまして、5年に一度申請するということから、今回、更新申請をされました。つきましては、6月 2 日に申請者本人から聞き取りを行いましたので、御報告をいたします。

1 番は、親子の共同申請ということになります。認定の要件といたしまして、規模の拡大につきましては、現状が 769 a、5 年後には 3,000 a を予定していると。それから、2 つ目といたしまして、合理化につきましては、高馬力のコンバインを導入して効率を上げると。それから、大区画化により効率アップも併用で考えているということでございます。

それから、経営管理につきましては、簡易青色申告を複式の青色申告に変更していくということでございます。

それから、作業対応につきましては、休日制を導入するまで年間の労働時間を 4,000 時間以内ということで目標を立てているということで、申請がなされております。

以上、御報告申し上げます。

議長

続きまして、番号 2 及び 3 の報告を戸村推進委員に求めます。

戸村推進委員

それでは、隣接地区の担当推進委員の戸村といいます。
ナンバー 2 について御説明をいたします。
こちらは親子での新規の申請でございます。イチゴの栽培を行っています。今回、観光苺園として頑張ってやっていきたいということで、地区としては問題ないと思いますので、審議のほどよろしくお願ひいたします。

3 番も御説明させていただきます。

夫婦 2 人で水稻とニラということで、共に協力し合って仲よ

くやっています。地区としても、これからリーダーとして、地域をしょって立つ人物でございますので、問題はないと思います。こちらも御審議のほどよろしくお願ひします。

以上です。

議長 続きまして、番号5の報告を伊藤推進委員に求めます。

伊藤推進委員 推進委員の伊藤です。

番号5について説明いたします。

ここにつきましては、5月30日、電話で確認をしておりました。この方におかれましては、昔から稻作農家を大手にやっておりまして、父親のほうが若干、高齢による衰えも出てきたということで、今後本人が頑張って今までどおりにやっていきたいということなので、地元としては何ら問題ございませんので、御審議のほどお願ひします。

議長 番号6の報告を山下推進委員に求めます。

山下推進委員 番号6について説明します。

新規です。こちらはニンジン、水稻を行っております。水稻に関しては、地域にとって貴重な担い手になると思いますので、よろしくお願ひします。

以上です。

議長 続きまして、番号7の報告を川島推進委員に求めます。

川島推進委員 近隣担当推進委員の川島です。

今回、更新になります。現在、ネギを中心とした露地野菜栽培を行っています。今後はネギ掘り機を導入することによって作付面積を増やしていくということです。よろしくお願ひいたします。

議長 番号4を除いた案件の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

番号4を除いて採決いたします。

お諮りいたします。

番号1、2及び3並びに番号5、6及び7について、原案のとおり承認することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については原案のとおり承認することに決定いたしました。

続きまして、番号4を審議いたします。

議席番号1番藤田委員の退室を求めます。

(藤田委員 退室)

議長

再開いたします。

番号4の報告を伊藤推進委員に求めます。

伊藤推進委員

地区担当推進委員の伊藤です。

番号4について説明します。

この案件は更新となります。本人及び夫と長男、次男で水稻を行っています。規模のほうはそのまま現状を維持して、省力化を図って今後も頑張っていくということでしたので、よろしくお願ひします。

議長

番号4を採決いたします。本件について原案のとおり承認することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については原案のとおり承認することに決定いたしました。

藤田委員に関する審議が終わりましたので、同委員の入室を許可します。

(藤田委員 入室)

議長

以上で、本日予定した議案審議等は全て終了いたしました。

◎その他

議長 その他の案件について、皆様から御意見等ござりますか。

◎閉 会

議長 御意見がないようですので、以上で本日の総会を閉会といたします。